**厚真町特産品づくり事業補助金公募要領**

**１　趣旨**

　町では、地域資源を活用した新たな特産品づくりや既存商品を販路拡大する者に対してその費用の一部を補助する「厚真町特産品づくり事業補助金」を設置しています。本要領では、事業者公募について委細を定めています。

**２　言葉の定義**

（１）地域資源

　　　町内で生産されている１次産品や観光資源等、地域に存続している資源のことをいいます。

（２）特産品

　　　地域経済の活性化を図ることを目的として、次のいずれかに該当するものをいいます。

　　　ア　町内の農林水産物を活用した商品

　　　イ　町内にある地域資源の魅力を発信することができる商品

　　　ウ　その他、町長が特に認める商品

**３　補助対象者（申請できる者）**

　町の特産品開発や販路拡大を考えている個人、団体又は法人（以下「団体等」という。）で、以下の条件を全て満たす者が対象です。

（１）町内に事務所又は住所を有している。

（２）厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年条例第２０号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当していないこと。

（３）製造の過程で許認可が必要となる製造工程を有する場合、その当該許認可

　　を取得している又は取得見込みがあること。

　（例）食肉製品を開発する場合、食肉製品製造業の許可を有しているか。等

　　※　例えば、加工委託先が許可を有している等の場合は、当該許認可を持っていなくても良い場合があります。

（４）町税等の公租公課を滞納していないこと。

　　※調査の同意書を提出いただき、当課職員が調査させていただく場合があります。

**４　補助対象事業**

　次のどちらかに該当する事業であること。

　なお、本補助金の補助対象になるかを事前に当課職員にご相談ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **補助対象事業** | **例** |
| １ | 新商品開発試作事業①特産品の加工開発に必要な原材料費を補助する | ・厚真産ハスカップを使ったジャムを作るために試作したい。・厚真産のお米を使ったお酒を作るためにめに試作したい。 |
| ２ | 商品化・販路拡大支援事業①上記の加工開発から販路開拓までを一連で取り組む費用への補助②既存商品を改良し、販路拡大により組む費用への補助 | ・厚真産ハスカップクッキーを開発し、パッケージデザインを作成する。　そして、販路開拓に商談会に参加したい。・厚真産のお米のパッケージを変更し、　より消費者の購買意欲につながるデザインにする。そして、販路開拓に百貨店に営業したい。 |

　※１　本補助金は、各事業につき１度しか受けることが出来ません。

※２　法人登記等で団体の人格が変わった場合についても、代表者が同一で

あると判断できる場合は、申請することが出来ません。

**５　補助対象経費**

　補助対象事業によって対象経費が異なりますので、以下をご覧ください。

**①新商品開発試作事業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **経費区分** | **内容** |
| １ | 原材料費 | 試作に要する原材料費の費用（例①）冷凍ハスカップ、お米等　の食材費（例②）加工を前提とする木材購入費　等 |

**②商品化・販路開拓支援事業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **経費区分** | **内容** |
| １ | 報償費 | 専門家や指導者等に対する謝金（例①）デザインを作成する方への謝金（例②）栄養成分研究に対する指導者への謝金 |
| ２ | 旅費 | 製品を営業・開発に行く際の旅費（例①）営業に行く際の自分の交通費　等 |
| ３ | 消耗品費 | 試作や販路拡大に使う消耗品費（例①）商品に張るラベルシールの用紙　等 |
| ４ | 原材料費 | 試作に要する原材料費の費用（例①）冷凍ハスカップ、お米等　の食材費（例②）加工を前提とする木材購入費　等 |
| ５ | 印刷製本費 | 印刷物を作成するための費用（例①）販促チラシ作成にかかる印刷費用（例②）商品ラベル印刷に係る費用　等 |
| ６ | 通信運搬費 | 物を送るための送料（例①）サンプル品送付のための郵送料（例②）原料購入時に掛かる送料　等 |
| ７ | 広告宣伝費 | 広く周知を図るときに係る費用（例①）販促のためのSNS広告費用（例②）販促のための雑誌広告費用　等 |
| ８ | 手数料 | 事業を行う上で発生する各種手数料（例①）支払いの際の送金手数料　（例②）各種検査に係る手数料　等 |
| ９ | 委託料 | 専門的な技術知識等を持つ方への業務委託費（例①）パッケージデザインの委託（例②）商品のパンフレット作成委託　（例③）商品の加工業務委託　等 |
| １０ | 使用料及び賃借料 | 製造や販路拡大に必要な各種使用料（例①）販促のためのインターネットサイト使用料（例②）サンプル品作成のための機材レンタル料等 |
| １１ | 負担金 | 参加費が発生するものに対しての負担金（例①）商談会参加負担金（例②）セミナー等の参加費　等 |
| １２ | そのほか町長が必要と認めるもの | 上記に記載がない事項で、町長が特に必要と認めるもの。 |

　※１　補助対象経費は、交付決定を受けてから請求を受けたもの、かつ、当該年度内に支出が終わるものを対象とします。

※２　補助対象経費のうち、国、北海道、厚真町または支援団体等から、本補助金以外の補助金等の交付を受けている場合、又は、交付を受ける予定の場合は、その分を補助対象経費から除きます。

**６　補助率・限度額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業区分** | **補助率** | **補助限度額** |
| 新商品開発試作事業 | １０/１０　以内 | ２０万円 |
| 商品化・販路開拓支援事業 | １/２　以内 | １００万円 |

* 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、切り捨てます。

**７　補助対象事業の決定方法**

　予算の範囲内で次のとおり補助対象事業を決定します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **補助対象事業** | **審査方法** |
| １ | 新商品開発試作事業 | (1)担当職員によるヒアリング※必要書類の確認等も含む。(2)審査員による書面審査 |
| ２ | 商品化・販路拡大支援事業 | (1)担当職員によるヒアリング　※必要書類の確認等も含む。(2)プレゼン審査（審査会）　※申請者の出席が必要です。　※「７審査基準」により審査します。　※審査会は概ね20分～30分です。 |

　※審査員は、関係する各課の管理職等が行います。

**８　審査基準**

　申請のあった事業は、以下の審査基準で審査します。

　審査点は、各評価項目５点満点とし３５点を満点とする。

全審査員の合計点の平均が２１点以上の場合適当であると判断します。

|  |  |
| --- | --- |
| **評価項目** | **評価の観点（具体的例）** |
| 妥当性 | ・本事業の趣旨にあう適切な事業であるかどうか。・事業を行う必要性、重要度が高いかどうか。・地域の地場産品が使われているかどうか。 |
| 実効性 | ・提案した事業を確実に遂行できる体制であるかどうか。・資金調達のプランがしっかりあるかどうか。・実施に対する熱意、活動実績があるかどうか。 |
| 効率性 | ・補助をすることで効率的に効果が出る事業かどうか。・事業プランが合理的な手法で製造されているかどうか。 |
| 先進性 | ・手法に創意工夫が見えるかどうか。・既存概念にとらわれていない事業かどうか。・新規性がある事業であるかどうか。 |
| 社会性 | ・事業を実施することにより地域振興につながるかどうか。・雇用の創出が図られるものかどうか。 |
| 成長性 | ・事業化しようとする商品が、市場で求められている商品かどうか。・今後、さらなる発展が見込める商品かどうか。 |
| 波及効果 | ・本事業が他の団体等に参考となるような事例となりうるかどうか。・他の商品開発に好影響を与える事業となるかどうか。 |

**９　申請方法**

（１）提出書類（全１部）

|  |  |
| --- | --- |
|  | **提出書類** |
| １ | 補助金等交付申請書（厚真町補助等交付規則第６条様式） |
| ２ | 事業計画書（任意様式）※プレゼン用資料等事業の内容がわかるように。 |
| ３ | 収支予算書（任意様式）※根拠となる見積書の添付もお願いします。 |
| ４ | 町税等の状況調査同意書（厚真町特産品づくり事業補助金交付要綱第６条様式） |
| ５ | その他町長が必要と認める書類　※当課から指示がない限り不要とします。 |

※新商品開発試作事業、商品化販路開拓支援事業ともに同様の書類が必要です。

※プレゼン資料等を審査員に配布するため、プレゼン用資料等のデータ提出を

　求める場合がありますので、ご理解ください。

（２）申請期間

　**令和５年４月１日から令和６年３月３１日**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 募集期間 | 審査会実施予定 |
| 第１期 | ４月　１日から　５月１５日 | ５月下旬 |
| 第２期 | ５月１７日から　８月１５日 | ８月下旬 |
| 第３期 | ８月１６日から１１月１５日 | １１月下旬 |
| 第４期 | １１月１６日から　２月１５日 | ２月下旬 |

※事業が令和６年３月３１日までに完了するものだけを対象とします。

※申請書類等の一式を産業経済課経済グループにご提出ください、

（３）提出方法

　　原則、産業経済課への持参とします。

　　データ等の提出を行う場合は、１６問い合わせ先にお願いします。

**１０　補助の決定**

　書面審査又はプレゼン審査終了後、事業が適当と認められる場合、審査結果通知書により通知します。

　通知を受けてから事業を開始することが出来ます。

※指令日より前に契約、請求をされた案件については対象外経費となります。

その後、予算の措置ができた際に、補助金等交付指令書による補助の決定をします。

**１１　補助事業の変更**

　補助の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が補助事業の内容に変

更が生じる場合は、速やかに次の書類を提出し、承認を受けなければなりません。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **提出書類** |
| １ | 補助金等変更承認申請書（厚真町補助等交付規則第９条様式） |
| ２ | 事業変更の理由がわかる書類（任意様式） |

　※町は、変更理由が適正であると認める場合は、「補助金等変更指令書」により通知するものとします。

**１２　実績報告**

　補助金決定者は、事業が完了したときは、次の書類を提出しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **提出書類** |
| １ | 補助事業等実績報告書（厚真町補助等交付規則第１３条様式） |
| ２ | 事業報告書（任意様式）※事業の成果がわかるように。 |
| ３ | 収支決算書（任意様式） |
| ４ | 補助対象経費に係る領収証等の写し |
| ５ | その他町長が必要と認める書類　※当課から指示がない限り不要とします。 |

**１３　補助金額の確定**

　上記に掲げる実績報告書類の提出を受けて、内容が適当である場合は、「額の

確定通知書」により補助決定者に通知するものとします。

**１４　補助金の支払い**

　補助決定者は、「額の確定通知書」により額の確定がされると、補助金の請求をすることができます。

その際は、請求書により補助金の請求を行ってください。

（概算払請求）

　原則、清算払いとするが、事業の性質上、事業の完了前に補助金の概算交付を受けなければならない場合、町長が認める場合概算払をすることができます。

　概算払を受けようとする補助決定者は、厚真町補助等交付規則第１０条様式に定める「補助金等概算払請求書」を提出して下さい。

**１５　補助の取り消し・返還**

　次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取り消しをすることがあります。補助金の決定を取り消した場合、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

　（１）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

　（２）補助金を他の用途に使用したとき。

　（３）補助対象事業が補助の交付を受けた当該年度内に完了しないとき。

　（４）その他町長が不適当であると認めたとき。

**１６　その他注意事項**

　（１）提出を受けた申請書類等は、返還いたしません。

　（２）申請された個人情報については、当事業以外には使用しません。

　（３）補助を受けて製造した商品は、町が特産品PR等を行う際に紹介する

　　　場合がありますので、あらかじめご了承ください。

　（４）申請や審査に要する経費（書類の準備費用等）は、申請者の負担となり

　　　ます。

　（５）申請した事業内容が、第３者の著作権等に損害を与えた等のトラブルが

　　　発生した場合、町は一切関与せず、申請者の責任とします。

　（６）審査結果に対する個別の問い合わせにはお答えしかねます。

**１７　問い合わせ先**

　厚真町　産業経済課　経済グループ

　電話０１４５－２７－２４８６　Ｆａｘ０１４５－２７－３９４４

　メール　keizai@town.atsuma.lg.jp